

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第33号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(経営等改善資金の種類等) 第2条 略				(経営等改善資金の種類等) 第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに 1 沿岸漁業従事者ごと、1 認定中小企業者ごと及び1 促進事業者ごとの 貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。			
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間
1～14 略				1～14 略			
15 <u>高機能型のり異物除去機購入等資金</u> <u>のりの原藻に混入した異物の除去を行うための機器の購入又は設置に必要な資金</u>	<u>高機能型のり異物除去機の購入費用又は設置費用</u>	500万円	5年以内（ <u>据置期間1年以内を含む。</u> ）				
2～4 略				2～4 略			

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。